

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公表番号】特表2017-507106(P2017-507106A)

【公表日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2017-011

【出願番号】特願2016-553412(P2016-553412)

【国際特許分類】

C 03 C 10/12 (2006.01)

G 03 F 7/20 (2006.01)

G 03 F 1/60 (2012.01)

G 03 F 1/24 (2012.01)

【F I】

C 03 C 10/12

G 03 F 7/20 501

G 03 F 1/60

G 03 F 1/24

G 03 F 7/20 521

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0042

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0042】

本発明の一態様は、大きな体積のガラスセラミック素子に関する。本発明の目的で、この用語は、少なくとも500kg、好ましくは少なくとも1t、より好ましくは少なくとも2t、本発明の一態様の場合に少なくとも5tの質量を有するか、又は長方形の形状の場合には、少なくとも0.5m、より好ましくは少なくとも1mの辺の長さ(幅及び/又は奥行き)及び少なくとも50mm、好ましくは100mmの厚さ(高さ)、又は円形の形状の場合には少なくとも0.5m、より好ましくは少なくとも1m、より好ましくは少なくとも1.5mの直径及び少なくとも50mm、好ましくは100mmの厚さ(高さ)を有するガラスセラミック素子を意味することが意図される。本発明の特別な態様の場合に、ガラスセラミック素子は、例えば、少なくとも3m又は少なくとも4m以上の直径及び10~15トンの質量を有する大きなガラスセラミック素子であってもよい。ガラスセラミック素子の最大サイズは、溶融タンクのサイズに依存する。しかしながら、直径8m及び40~60トンの質量を有する大きなガラスセラミック素子をキャスティングすることも可能である。特に、本発明は、少なくとも1つの表面が、少なくとも1m²、好ましくは少なくとも1.2m²、より好ましくは少なくとも1.4m²の表面積を有することが好ましい長方形のガラスセラミック素子にも関する。